

都立高校の「奉仕体験活動」必修教科化について

2004年11月29日 日本高等学校教職員組合

東京都教育委員会（都教委）は、来年度から、都立高校のすべてで「奉仕体験活動」を必修教科とし、年間 35 時間をこれに充てることを決め、来年度には 20 校を研究指定し、2007 年度から全校実施を予定していることが報じられました。報道によると都教委は、「規範意識や公共心の育成」（都教委の「教育ビジョン」）を目的に、各校が独自に設ける「学校設定教科・科目」で導入するとしています。都教育庁の「平成 17 年度教育庁所管主要事業予算見積の概要」（2004 年 11 月）では、「奉仕体験活動の必修化」を明確に打ち出しています。日高教は、政府・財界が一体になって憲法・教基法改悪作業をすすめる下で、また都教委が異常な「日の丸・君が代」強制と学校教育の管理統制を強めている中での「奉仕体験活動」必修教科化が、高校教育を歪めるのみならず、看過できない重大な問題を持つものとして、批判的見解を明らかにするものです。

その問題点の第 1 は、「奉仕体験活動」必修教科化が、人格の完成をめざし、主権者を育てるという教基法の教育目的に反する国家主義教育そのものだという事です。すべての高校生に強制する「奉仕体験活動」は、徴兵制にもつながりかねない危険なものです。「奉仕体験活動」導入にかかわる議論の沿革をたどると、このことがはっきりします。それは、首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」中間報告(2000 年 9 月)で、「奉仕活動を全員がおこない、義務付けること」を提言したことから始まっています。同時期に、「新しい教育基本法を求める会」（会長 西沢潤一、代表幹事 西尾幹二・三浦朱門等）は、「普通教育（小・中・高）の児童生徒には、国家・社会に対する奉仕活動を通じて、共同体に属する自己の存在と使命を発見させること」（要望書 2000 年 9 月 18 日）を文科省に要求し、また町村文科相(当時)は、「奉仕であれ何であれ、強制しない教育なんてあるだろうか…全員やってもらうことにためらいはない」（2000 年 12 月 8 日 朝日新聞）と発言していました。また、財界にとっても奉仕活動の強制は積年の課題でした。財界は、かつて、学校教育の奉仕活動の内容に「防衛活動」も加え、「国防意識の高揚」をはかるとした「青年奉仕隊の制度化の提言」（東京経済同友会 1981 年、神戸経済同友会 1982 年）を出しています。これらの議論は、奉仕活動の学校教育への強制が、徴兵制につながる道筋を明確に示しています。

第 2 に、「奉仕体験活動」必修教科化は、各学校の教育課程編成権を蹂躪するだけではなく、教育関連法令にも違反していることです。前述の教育改革国民会議の「中間報告」は、小・中・高での奉仕活動を「国民すべてに適用」し、一定期間後に「満 1 年間の奉仕期間として義務付ける」としていましたが、これに対し、国家主義教育の強制として国民的批判が広がる中で、「教育を変える 17 の提案」（2000 年 12 月 22 日）では、義務付けは撤回され、「その具体的な内容や実施方法については、子どもの成長段階などに応じて各学校の工夫によるものとする」としています。そして、この「提案」を受け、文科省は学校教育法第 18 条を改定し、2 項に、「社会奉仕活動の充実につとめる」という文言を加えました。さらに、「21 世紀新生プラン」

(2001年1月25日)に基づき、「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」(中教審「答申」2002年7月29日)が出されています。「答申」では、「初等中等教育段階のすべての青少年に対し、多様な奉仕活動・体験活動の機会」を与え、「自発的なボランティア活動等の高校における単位認定」や「ボランティア活動等と関連付けた大学入試の推進」を求めています。そして、教育委員会には、その支援措置を講じるよう要請していました。

政府・文科省は、このように奉仕活動の義務付けは避けながら、奉仕活動・体験活動を学校教育に持ち込む施策をすすめてきました。学習指導要領では、奉仕体験活動を「学校設定教科・科目」として設定することを認めています。このこと自体、重大な問題をはらんでいますが、旧学習指導要領とは異なり、各学校で設定することを明記し、地方教育行政が一律に設定できないようにしています。しかし都教委は、その制約さえも踏み越え、「奉仕体験活動」を強制しようとしているのです。このように、「奉仕体験活動」必修教科化は、各学校の教育課程編成権への介入にとどまらず、学校教育法・学習指導要領にも逸脱するという違法・不当で乱暴な学校教育支配そのものと言わなければなりません。

第3に、ボランティア活動と意図的に混同させて、「奉仕体験活動」を導入しようとしていることです。都教委は、「奉仕体験活動」のねらいを、「学ぶ内容は、ボランティア活動と変わらない。生徒がいろいろな人と交流し、活動を通してより広いものの見方ができるようになること」(朝日新聞11月11日)としています。しかし、ボランティア活動と義務づけられた奉仕活動は、全く違います。事実、教育改革国民会議委員で奉仕活動の義務化を唱導してきた作家の曾野綾子氏は、奉仕活動とボランティアは、まったく別物であるとし、強制されないでやるのがボランティアであり、奉仕活動は義務教育や年金などを受け取る反対給付として、国に対する義務として行うものだとして述べていました。(『文藝春秋』2000年10月)

ボランティア活動は、行政の隙間を埋める活動としてではなく、行政とともに自発的な公共的活動の担い手として積極的に位置づけられています。またボランティアは、それにとどまらず、行政のとりくみを点検・批判しながら具体的提案を行うことも合わせてすすめています。それは、中越地震被災者支援を続けているボランティアの姿をみれば明瞭です。ボランティア活動の中で、高校生・青年は、自己実現を求め、生きがいを見つけるとともに自治の担い手としても成長してゆきます。このような活動を義務付け、教科教育の中で評価し、単位認定することはあり得ません。

今、アメリカ政府の圧力と財界の意向を受けて、「戦争する国づくり」にむけた改憲の動きが強まり、「戦争する人づくり」を目的とした教基法改悪案の次期通常国会提出の準備がすすめられている下で、「奉仕体験活動」必修教科化は、教基法改悪でねらう国家主義教育の姿を如実に示すものとして、厳しく批判されなければなりません。

日高教は、「奉仕体験活動」の強制にきっぱり反対するものです。いま、高校生が環境問題などの地域学習、労働・職業の体験学習や平和を学ぶ修学旅行など社会参加の学習をすすめ、一市民として、地域づくりや平和・環境・社会福祉問題などさまざまな公共的分野への活動に自発的に参加することを通して、主権者として育てていくことが求められています。日高教は憲法・教基法・子どもの権利条約に基づき、これに応える教育の発展に力を尽くすものです。